奈良県告示第三百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域

を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日か

ら一月間一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

奈良県知事 山 下 真

二 路 線 名 高野天川線 一 道路の種類 主要地方道

(次頁に続く。)

	5 3	番路線
五條市大塔町小代五條市大塔町阪本五四二番四先まで	五條市大塔町小代 な谷ダム貯水池先 から 五條市大塔町阪本	区間
後	前	の 前後 別
九 五 · 〇	一 〇 · 三	敷地の幅員
五 一 七 五 九 •	四 一 五 八 ·	メートル
・ L ネ 新 ・ L 阪 ・ L 大		備考